

相続税の基礎控除の改正から

贈与の事実と贈与税の申告

27年1月1日以後の相続税の基礎控除の引下げ等を受け、生前贈与に関心が深まっています。相続税の調査では、子や孫の名義になっている預貯金や不動産などが、生前被相続人から子等に贈与されたものといえるのがよく問題となります。贈与の事実がなく、被相続人の固有の財産であれば、これらの財産は相続財産に含まれることになるからです。この点、贈与税の申告納付をしていたとしても、そのことをもって贈与の事実が認定されたことにはならず、贈与が合ったか否かは総合的に判断されます。贈与とは、「当事者の一方が自己の財産を無償で空いて方に与える意思を表示し、相手方が受託をすることによって、その効力を生ずる。」とされています。(民法549)両者の意思表示があれば項等でも贈与は成立するが、調査等で贈与の事実が証明できるかが問題です。贈与税の申告納付をしておけば、贈与の事実が税務書に認定されたものとして、今後の調査でも問題視されないだろうと捉える向きもあるようですが、贈与税の申告は1つの判断材料にすぎません。事実贈与税の申告をしても、相続財産に含まれるとした判決もあります。客観的に贈与の事実が証明できるように、贈与のあった日付や内容等を記した契約書を作成することはもちろん、贈与財産を受贈者自身が管理しておくということが肝要と言えます。具体的には、預金口座等への振込等で記録を残し、口座のカードや通帳は受贈者が保有し、口座の出し入れ等の管理をするといったことが必要です。

ふるさと納税の“経済的利益の価額”

“ふるさと納税”皆さんご存じですか？

生まれ故郷や応援したい地方自治体に対して一定額の寄附を行うことで、所得税等の寄附金控除が適用できる制度で、その寄附金額に応じ、地方自治体から謝礼として地元の特産品などを受け取ることができるようです。地方自治体によって、いろいろあるようですが、この受け取った特産品は税務上どのようになるのでしょうか。そんなのにも関係ないでしょと思うのですが、これは、地方公共団体からの贈与により取得した経済的利益として一時所得に該当するとされています。普通は50万円の特別控除がありますが、他に保険金等の一時金等があった時には、合算して申告になります。要注意ですね。

元気になれる今月のことば

アルレット・アドラーの言葉2

今月はオーストリア出身の精神科医・心理学者、アルレット・アドラーの言葉です。

1. どうしたらみんなを喜ばすことができるかを、毎日考えるようにしなさい。そうすれば憂鬱な気持ちなど吹き飛んでしまいます。反対に自分の事ばかり考えていたら、どんどん不幸になってしまいますよ。
2. 幸せの三要素は、自分自身が好きかどうか。よい人間関係をもっているかどうか。そして人や社会に貢献しているかどうか。
3. どんな能力をもって生まれたかはたいした問題ではない。重要なのは、与えられた能力をどう使うかである。
4. 判断に迷ったら、より多くの人間に貢献できる方を選べばいい。自分よりも仲間たち、仲間たちよりも社会全体。この判断基準で大きく間違えることはまずないだろう。

日本政策金融公庫	普通貸付金利	1.30%~
	経営改善貸付	1.35%
平成26年11月13日より		



【編集後記】

11月1日、日税連のOB会で、郡山市に行ってきました。その時の委員の先生が、持ち回りで自分の地域を案内してください。今年は郡山の先生

の当番でした。磐越自動車道から猪苗代湖を望み、会津若松へ、翌日は、いわき市の小名浜海岸で昼食を取ったあと、常磐自動車道で震災の被災地の復興場所として久ノ浜を見学、そこの語り部の人のお話を聞いてきました。ほぼ海岸線は、復興工事の真っ最中でしたが、全ての建物が流されたところに、1ヶ所だけ小さな神社が流されずに残っていました。自然災害の不思議を感じて、帰ってきました。明日が確実にくるという保証はない、と感じた旅でした。